

- 自転車の交通反則通告制度について
- 新規職員からのご挨拶

● 交通反則通告制度が開始されました

記事作成協力：荒川警察署 ふれあいポリス

2026年4月1日から自転車の交通反則通告制度が開始されました。
 ※自転車の運転者(16歳未満の者を除く)がした一定の違反が交通反則通告制度の対象となります。

● 交通反則通告制度とは？

運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けなくて事件が終結されるという制度です。

警察官が交通違反を認知し、取り締まりを行う場合、交通反則告知書(通称・青切符)が告知され、反則金の納付という方法で処理をするものです。

● こんな交通違反が検挙対象です！

基本的には現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因になるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い、悪質・危険な違反であったときには検挙を行います。

違反内容	罰金額
★携帯電話の使用等(保持)	12,000円
★遮断踏切立入り	7,000円
信号無視(赤信号)	6,000円
一時不停止	5,000円
車道の右側通行	6,000円

警察庁の『自転車ポータルサイト』もご覧ください！



- ※基本は指導警告を行います。
- ※運転免許の行政点数は付されません。
- ※★マークが付いた違反内容は、警告無しで取り締まる場合があります。
- ※重大な違反(酒酔い・酒気帯び運転、妨害運転等)をしたとき、または、交通事故を起こしたときは刑事手続き(通称・赤切符)で検挙されます。

この制度が導入されるのは、自転車が関与する事故が後を絶たないため、取り締まりを強化することで交通事故を減少させることが目的です。
 皆さんが安心して暮らせるよう、ご協力をお願いします！



●新入職員からのご挨拶

令和8年度から、地域福祉コーディネーターとして、2名が新しく地域福祉支援係に加わりました!

新しく南千住地区を担当いたします、
赤埴 零(あかはに れい)と申します。4月に入職いたしまして、地域についてはまだまだ勉強中ですので、地域の皆様に教えてもらいながら、頑張ってお参ります。
皆様にお会いできるのを大変楽しみにしております。
どうぞよろしくお願いいたします!



はじめまして!4月に荒川社協に入職しました
和田 麻梨乃(わだまりの)です。
町屋地区の担当になりますが、色々なところに顔を出せたらと思っているので、ぜひたくさんお声をかけていただければと思います!よろしくお願いいたします!

皆さま、これからどうぞよろしくお願いいたします♪

改めて!

●地域福祉コーディネーターのお仕事って?

地域福祉支援係の職員を『地域福祉コーディネーター』と呼んでいます。この係は荒川区社会福祉協議会の『誰もが安心して暮らし続けられる街 互いに支え助け合う「地域力」のあるまち』という基本理念の実現のため、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して活動しています。

つくる

居場所づくり、地域づくり
(サロンや地域でのネットワーク等)

つなげる

居場所や人と人

つたえる

安心して暮らす為に必要な
地域情報

『つくりたい』『つながりたい』『知りたい』…

他にも色々、皆さまの気持ちや声を是非、

地域福祉コーディネーターにお聞かせください!

お困り事を地域福祉コーディネーターと一緒に考えます。

荒川区社会福祉協議会のホームページもご覧ください♪



〒116-0003 荒川区南千住1-13-20
荒川区社会福祉協議会 福祉サービス課 地域福祉支援係
電話: **5604-5863** FAX: 3891-5290
メール: jigyo@arakawa-shakyo.or.jp

ご相談やお問い合わせは… **地域福祉コーディネーター**へ!